

造東大寺司主典安都雄足の「私経済」

山本 幸男

はじめに

正倉院文書に登場する数多くの官人の中で、極位が正八位上ながら先学の関心を引いてきた人物に安都宿禰雄足がいる。天平二〇年（七四八）九月に初出してから天平宝字八年（七六四）正月に姿を消す約一六年間の雄足の経歴は、舍人として造東大寺司に所属していた天平勝宝五年（七五三）二月までの第Ⅰ期、越前国史生となった同六年（七五四）閏一〇月～天平宝字二年（七五八）二月の第Ⅱ期、造東大寺司主典として写経・造營事業に従事した同二年六月～八年正月の第Ⅲ期に区分されている。とりわけ第Ⅱ期については、東大寺の北陸荘園の経営にかかわっていたので、初期荘園の経営形態を論じる際に多くの先学によって言及されてきた^②。

しかしながら、安都雄足に注目すべき視角をあてたのは吉田孝氏の研究であろう^③。すなわち、吉田氏は、第Ⅲ期に従事した造石山寺所での活動に焦点をあて、関係史料の検討を通じて「雄足の宅」を中心とする「私経済」^④の存在を明らかにされた。そして、造石山寺所の財政運用の中で、この雄足の「私経済」が生々と機能していたことを論じられたのである。この興味深い見解は、石山寺の造營がはじまって間もない天平宝字六年（七六二）三月下旬に深刻な食料米不足になった時、造石山寺所が「雄足の宅」からかなりの借米をした、という事実にもとづいている。また、この「雄足の宅」には交易用と思われる私材が収納されていたことにも注目し、雄足の広範な経済活動を予想されたのである。吉田氏によれば、こうした「私経済」は雄足に限ったものではなく、官人の「私経済」は造東大寺司の財政運用にも機能していたとい

う。

右に略記した吉田氏の研究は、律令財政史研究をより豊かなものにするともに、雄足に代表される律令下級官人のより自由な経済活動の存在を印象づけることになった。それは律令社会の実体を究明する上で貴重な視角といえよう。しかし、雄足の「私経済」を強調されたことによって、彼の官人としての側面が後退させられることになったのも事実であろう。当然のことながら、雄足が造石山寺所別当さらには造東大寺司主典である限りは、官人としての側面は捨象できないのであり、吉田氏がその根拠とされた諸事実が造石山寺所の公文書や諸帳簿に表われていることからしても、「私経済」は公権力の埒外にはありえないと考えるのである。^⑥

本稿の課題は、吉田氏の描かれた雄足像に対するこのような疑問に答えるため、造石山寺所関係文書に見える雄足の「私経済」なるものを検証し、その実体に迫ることにある。そこでまず、議論の手がかりをつかむために、吉田氏が注目された雄足の私材をめぐる問題点からとりあげてみよう。

- ① 吉田孝「律令時代の交易」〔同「律令国家と古代社会」所収、藤藤良敬「正倉院文書の世界」(福岡大学『人文論叢』一〇—四、一一—四、二二—)〕。なお、雄足の経歴については後掲の第6表を参照。

② たとえば、岸俊男「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」〔越

前国東大寺領庄園の経営〕(以上、同『日本古代政治史研究』所収)、松原弘宣「越前国東大寺領庄園における『所』」(『日本史研究』一六六)、藤井一二「初期庄園の経営構造」(『同』一九五)など。

③ 「律令時代の交易」(前掲)。以下、特に断らない限り吉田氏の見解はすべてこの論文による。

④ 「律令時代の交易」に先行する「奈良時代の官人と交易」(『日本史の研究』四五)では、「私家経済」と表現されている。

⑤ これについては本稿第二節(3)を参照。

⑥ 鬼頭清明氏は、官人の経済活動は律令官衙財政に依拠し規制され、それに従属していたと指摘される(同『日本古代都市論序説』一七〇、二二七頁)。

一、安都雄足と東塔所

- (1) 天平宝字六年八月の雑材廻漕

造石山寺所によって天平宝字五年(七六一)一二月から始められた石山寺の造営は、翌年の五月に一時停止されたものの、七月中には諸堂がほぼ完成し、八月になると造営残材の廻漕が行われることになった。^①天平宝字六年八月九日付漕材注文(五一—二六二)によると、廻漕される雑材は一三二六物であったが、このうち石山寺の残材は四四七物だけで、他は東塔所材六二〇物、佐官主材(別当安都宿禰雄足の私材)二五一物であった。これらの雑材は宇治司所より派遣された椗工(筏師)四人に請負われ(五一—二六一)、八月九日ごろ勢多津を出発、宇治津を経て九月一七日ごろ

第1表 雑材漕料

	勢多津→ 宇治津	宇治津→ 泉	合計
造営残材	2貫240文	4貫620文	6貫860文
東塔所材	2・240	1・80	3・320
雄足の私材	・840	1・545	2・385

(注) 銭用帳9月19日条より作成。ここには、津神祭料などの雑費は含まれていない。

泉津に廻漕された(五―二八二)。

この石山寺の残材廻漕に東塔所材と別当私材が便乗した事情については明確でないが、これらの漕料は造石山寺所の負担になっていた。造石山寺所の銭支出を記録した造寺料銭用帳(銭用帳)には、総漕料一貫五六五文のうち、東塔所材は三貫三二〇文、別当私材は二貫三八五文であったことが記されている(一五―四四五、第1表参照)。といってもこれは立替であって、実際は別当雄足が借用したもので、奈良に

到着後精算されたようである。たとえば、樗工らの監督にあつたとと思われる造東大寺司官人勝屋主が作成した同年九月一七日付高島山使解(五―二八二)には、宇治津―泉津間の残材漕料が次のように記されている。

(A) 合銭捌貫八月廿日受政所

用肆貫陸伯玖拾陸文^四

(中略)

残銭参貫参伯肆文^二

一貫五百五十五文 别当材漕料借用
一貫八十五文 東塔材漕料借用
五百八十一文 在屋主手

並別当所可来^三

『内は朱の異筆。以下同じ』

これによると、政所(奈良の造東大寺司)より請けた銭八貫は、まず石山寺残材分に充てられ、残りの銭は東塔所材・別当私材の分にまわされた。そして、その立替分には「別当所」より来る可し」と借用主体が明記されたのである。ただし、立替といつても東塔所の場合はその一部であった。

(B) 宇治使解 申漕上歩廊柱樽并用功銭事

合柱式拾根 功銭参貫柒佰捌拾文^二 根門根別二百七十文
樽陸伯村 功参貫参伯文^三 百村別六文
用銭柒貫捌拾文^六 貫受作物所
一貫八十五文 石山院『可来别当所八貫内』

右、自勢多津迄泉津、漕上材木如件、以解、

天平宝字六年九月十日領勝屋主

右にあげたのは、この時に漕運された東塔所材の漕料注文(五―二八〇)である。これによると、東塔所材の勢多津―泉津間の漕料は七貫八〇文であり、そのうち作物所が六貫、石山院(造石山寺所)が一貫八〇文を負担したことになる。これを表1と比較してみると、造石山所が実際に負担したのは宇治津―泉津間の一部であったことがわかる。つまり、作物所は勢多津―泉津間のすべてと宇治津―泉津間の一部を負担し、不足分は造石山寺所が別当の責任のもとに立替えたということになるのである。^④

さて、吉田孝氏は、石山寺の造営が開始されて間もない天平宝字六年二月に「主典宅」（別当雄足の宅）へ榎樺二〇材が搬入されたという事実と、右に見た廻漕雑材の中に雄足の私材が含まれていたことに注目し、「雄足の宅」には材木が収納されていたとされた。そして、東塔所の榎樺六〇〇材が泉津で売却されその利益が漕料や歩廊様工らの功食料に充てられた例があることを参照すると、「雄足の私材も売却を目的として漕運されたように思われ」、
 「あるいは勢多庄の雄足の宅は木材等の交易の拠点であったのかも知れない」と推定された。つまり、造東大寺司の勢多庄にあった「雄足の宅」に交易用私材の収納を想定し、雄足の「私経済」の一端を指摘されたのである。しかしながら、このように考える前に、「別当所」が私材とともに東塔所材の漕料の一部を負担した、という先の事実注目する必要がある。東塔所なるものは、造石山寺所の関係文書の中ではこと他にもう一カ所見えるにすぎないが、この東塔所と雄足とはいかなる関係にあったのかがまず問題になる。吉田氏は、この点について、雄足は東塔所の別当として財政運用を掌っていたと指摘されているだけである。そこで次に、この東塔所と雄足の関係について検討を加えてみよう。

(2) 東塔所の機能

東塔所とは、天平勝宝五年（七五三）より天平宝字八年（七六四）にかけて行われた東大寺東塔の造営にかかわった機関と考えられる。しかし、組織としては、木工所や造瓦所などのように造東大寺司の営繕を担当する恒常的な機関ではなく、また造石山寺所のような単独の機関でもなかったであろう。先にあげた(1)によると、作物所が東塔所材の漕料を負担しているので、東塔所とはこの作物所と何らかの関係をもつ臨時的な機関であったと思われる。^⑩

ところで、今問題にしている安都雄足と東塔所とのかかわりについては、天平宝字二年（七五八）十一月ごろまで遡れると思う。その理由を以下に述べておこう。

まず、天平宝字二年六月ごろ越前国史生から造東大寺司主典の地位に転じた雄足の行動を見ると、彼は写経所の別当として六月には金剛般若経一〇〇〇巻（一三―二四一）、七月には千字経一〇〇〇巻・新編素経一〇部二八〇巻・薬師経一二〇巻（四―二七四）、八月には後金剛般若経一二〇〇巻（一四―一七一）の写経事業にそれぞれ関与していた。これらの写経事業は一月一五日には一段落する（一四―二五七）が、鑄所や造物所からの軸納入を記録した東大寺写経所軸納帳によると、各経巻への軸付け作業は翌三

年三月末まで行われていたようである(一四一—二〇七)。ところが、雄足は、一月二九日付写経所解(一四一—二六七)に署を行ってから翌三年四月二九日付の東寺奉写経所請錢文案(一四一—二七九)に至るまで、写経所にその姿を確認できなくなるのである。といっても、これは史料の欠落によるものではなく、雄足が写経所を離れていたからであろう。たとえば、先の軸納帳を見ると、一月二日まで各条の署は主典安都宿禰雄足・案主上馬養・勝屋主の三人であるのに対し、次の一月二八日条からは上馬養だけの署になっている。つまり、雄足は勝屋主とともに某所に出向したと思われるのである。

では、この約五カ月の間雄足がいた某所とはどこなのだろうか。これについては、写経所から姿を消す一月二九日に次のような牒を発給しているのが参考になる(一四一—二六七)。

(C)牒 経所案主

- 海藻卅五斤 塩菜升貳合
- 充給石作内真塙等 作領秦稻持
- 海藻五十八斤二兩 塩九升三合
- 充給石作大内真塙等

二年十一月廿九日 安都雄足

雄足は、この日には既に写経所外にあり、石を切り出す大坂山

作領秦稻持らに写経所の食料を供給するように案主に伝えている。雄足がこのような指示を下したのは、彼が出向した某所とは何らかの造営を担当する機関であったからと思われる。この点で重要な意味をもつのは、天平宝字三年四月一六日付坂田池主請錢所用注文(四一—三六〇)である。次にその一部を引用しておく。

(D)合請錢老伯玖拾伍貫柒伯伍拾文之中 十一貫五百文自作物所受 用老伯肆拾貫捌伯陸拾參文

- 十貫二百五十文雇石工等功料
- 三貫六百五十文塔具床白石真作工三百六十五人功 人別十文
- 三貫六百文山作工三百六十人功 人別十文
- 三貫文歩良礎山作工三百人功 人別十文

(略)

- 五十二貫充伊賀山作所
- 五十一貫充高島山作所

(略)

以前、起宝字二年十一月廿九日、迄三年三月中、請錢并所用如件、

天平宝字三年四月十六日 坂田池主

この注文は、天平宝字二年一月二九日から三年三月中にかけて

ての請錢一九五貫七五〇文の所用を記したものである。その内容と署名者より東塔造管関係の文書とされているが、ここで注目したいのは次の二点である。第一は、請錢の期間がまさに雄足が某所に出向していた期間に一致することであり、第二は、この注文の裏側が造石山寺所の公文案帳に利用されていることである。特に第二の点より、この注文は石山に持参されていたことが知られるが、それは宛所が後に造石山寺所別当になる雄足であったからであろう。つまり、文面には署が見えないものの、この注文は約五カ月間の雄足の動向と密接な関係をもつもので、一月二十九日に出向した造管担当機関とはこの東塔所であったと考えられるのである。雄足はまず、塔具床白石や歩廊礎石の製作に従事する秦稱持らに写経所の食料を供給して、東塔所の運営に参加したのであろう。一方、雄足のもとで案主として写経所事務に従事していた勝屋主の場合を見ると、十一月一日をもつて「伊賀山所」に派遣されている（一四一—二〇四）^⑩が、これも(D)に見える東塔所の伊賀山作所にかかわるものと思われる。屋主は雄足の補佐的な任務を帯びていたのであろう。

このように、雄足が出向したのは東塔所と考えられ、この機関とのかかわりは天平宝字二年一月末の時点より始まるのである。ではなぜ東塔所に出向したのだろうか。この点について示唆的な

のは三年五月より法華寺阿弥陀浄土院金堂の造管が開始されていることである。福山敏男氏によれば、雄足はこの造管の別当になっているのであるから二年一月末と三年四月の東塔所への出向は、これと無関係であったとは言えないだろう。むしろ雄足は、金堂造管の資材などを調達するため、あるいはその準備も兼ねて東塔所の運営に関与したのではないかと考えるのである。これについては確たる証拠がないので推測の域を出ないが、金堂造管に際しては石材のほとんどを大坂山に求めていること（一六一—二八六）、先の(C)に見える秦稱持が領として参加していること（四一—四四四）、材木の四分の一を伊賀山と高島山から入手していること（一六一—二八八）などに注目すれば、東塔造管との関係が浮かびあがってくるのである^⑪。また、東塔所が選ばれたのは、当時の造東大寺司にあつて大規模な造管を担当していた機関であつたので、資材あるいは雇用労働力確保のために様々な便宜が期待できたからであろう。

ところで、法華寺阿弥陀浄土院金堂の造管は、天平宝字四年（七六〇）二月ごろまで行われたが、雄足は同年正月から再び写経所の事務も担当することになり（一四一—二八七）、御願雑経の書写に従事した。しかし、この写経所にあつても東塔所との関係は継続されていたようである。四月一日に後一切経の書写が宣せら

れ(一四―三九三)、専用の写経施設が作られることになった時、これに関与したのが東塔所であった。四月二十九日付の東塔所解案(一四―三八六)によると、請銭八貫一〇〇文のうち四貫八〇〇文は「楯樽三百村直村別十六文近江者」であった。ここに見える

「近江」とは(D)の高島山作所をさすのであろう。写経施設の建築資材を調達するため、ここでも東塔所の機能が雄足によって活用されているのである。また、東塔所は写経所の財政運用面においても貢献があったようで、後一切経料雑物取納帳によると、四年一〇月一二日と一二月三〇日にはそれぞれ銭二貫文を東塔所より借用している(一四―四三一、四三七)^⑧。本来、連関することのないこの二つの機関の間に、このような関係が成立するのは、二年一月末以来の雄足と東塔所の関係があったからである。

以上、雄足は天平宝字二年一月ごろから東塔所の運営にかかわりを持ち、法華寺阿弥陀浄土院金堂の造営と写経所の運営にこの機関の機能を活用していたことを指摘した。それが別当としてのものであったかどうかは別としても、雄足にとって東塔所とは自らの任務を遂行する上で重要な機関であったのである。先に、石山寺造営残材の廻漕に東塔所材を便乗させ、その漕功の一部を雄足が負担したということを見たが、その背景にはこのような東塔所と雄足のつながりを確認しておく必要がある。つまり、石山

にあっても両者の関係は継続していたと予測されるのである。そこで次節では、造石山寺所別当としての雄足と東塔所の関係を考察してみよう。これによって、彼の「私経済」とされるものの実体が、ある程度明らかになるのではないかと思う。

① 石山寺の造営(正確には増改築工事)過程及び造石山寺所の諸帳簿・公文書(『大日本古文書』編年文書所収)などの復元は、福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」(同『日本建築史の研究』所収)、岸俊男「但波吉備麻呂の計帳手実をめぐって」(同『日本古代籍帳の研究』所収)に拠った。その他、岡藤良敬氏の二連の研究(『石山寺造営史料の表裏関係』福岡大学『人文論叢』二〇―二二・二三・四)、「造石山寺所関係文書の復原研究」『同』一一二・一二一・一二三・四・一三一、「造石山寺所、公文案帳の復元」『九州文化史研究所紀要』二七、「造石山寺所、雑物用帳の復元」『九州史学』七三などを参照。なお、本稿をなすにあたって参照した福山敏男氏の研究は次の通りである。A 右掲論文、B 「奈良時代に於ける法華寺の造営」、C 「栄山寺八角堂の建立年代」(以上前掲書所収)、D 「奈良朝の東大寺」、E 「石山寺・保良宮と良弁」、F 「栄山寺の創立と八角堂」(以上二編は同氏著作集二『寺院建築の研究』中巻所収)。以下、これらについては、福山A論文・福山D著書のように略記する。

② 『大日本古文書』編年文書からの引用については、特に断らない限り巻数と頁数を記すことにする。また、該当記事が二頁以上にわたるとき、その初出の頁数を記した。

③ 雑材廻漕については、福山A論文、村尾次郎「律令財政史の研究」六八―六七頁、吉田孝「律令時代の交易」(前掲)、松原弘宣「奈良時代における材木廻漕」(『続日本紀研究』一八四)、岡藤良敬「造石山

寺所の請負的雇傭労働力」（竹内理三博士古稀記念会編『続律令国家と貴族社会』所収）に言及がある。

④ 造石山寺所の立替分が、銭用帳では三貫三三〇文であるのに対し、(B)では一貫八〇文になっている事情については明らかでないが、作物所からの六貫文が廻漕の途中で（たとえば宇治津で）支給されたことによるものだろう。この点については、注③にあげた岡藤論文を参照されたい。

⑤ 相傳二九四材の進上注文である天平宝字六年正月二七日付高島山作所解（五一七二）には、別筆で「又取納貳拾村主典宅 檢納雄足」と記されている。なお、この取納を正月五日のこととするが、これは二月五日の誤りと思われる。前掲吉田論文参照。

⑥ 天平宝字六年九月九日付相傳漕運功銭米注文（五一二七八）。この注文は、残材廻漕に便乗した東塔所相傳六〇〇材の漕料注文と考えられているが、本稿では岡藤氏の指摘（造石山寺所の請負的雇傭労働力（前掲）に従い、この廻漕とは別途に運漕された東塔所相傳材の注文と理解する）。

⑦ 吉田氏は「雄足の宅」を勢多庄内に求めているが、松原弘宣氏は庄に隣接した地点にあったとされる（『東大寺領勢多庄をめぐって』、『日本歴史』三四四）。いずれとも判断しがたいが、これについては次節の注②を参照。

⑧ 天平宝字六年三月ごろと思われる造石山院所解案（二五一七四）には、仕丁生部石代が「東塔所高島山作人」と見える。

⑨ 福山D著書二七〇三四頁、井上薫『奈良朝仏教史の研究』五二七～五二九頁。

⑩ 天平宝字六年二月、三月の造東大寺司告朔解断簡によると木工所の作物として東塔歩廊の構作があげられており（五一～二六、一九〇）、実質的な造営は木工所が行っていたことが知られる。これより推測す

れば、東塔所とはその建築資材の調達を主要な機能とする機関ではなからうか。また、作物所とは造物所と同一のもの（造石山寺所を作石山寺所と記すように作と造は並用される。たとえば一五一～一四六）で、造東大寺司の恒常的機関と思われる。この造物所（作物所）は、写経所に経軸を納入し（三二四九）、造石山寺所を介して漆を購入したりしている（一五一～一四〇）が、その具体的な機能は不明である。なお、田中嗣人氏が指摘されるように、造物所は造仏所とは別の機関と見るべきだろう（同『日本古代仏師の研究』一四九～一五〇頁）。

⑪ 造東大寺司主典としての初出は、天平宝字二年六月九日付造東大寺司牒案（一三二四一）である。

⑫ 福山D著書二九〇三〇頁。御願料経卷等雑文案にある天平宝字四年四月二九日、閏四月五日、二日の東塔所解案（一四一三八六、三八九）には、坂田池主が領として署を行っている。

⑬ この注文の裏側に該当する文書は、一五二一六～一五二一八に所収されている天平宝字六年六月の石山院所奉写大般若所解案・石山院木工進上文案・造石山寺所解案など。

⑭ 米雑物等請充并借錢帳に見える天平宝字二年一〇月六日付安都雄足借錢注文（一四一五〇）によると、雄足は石山領泰稱持に三貫七六八文を借給しているので、東塔所との関係は一〇月ごろまで遡れそうである。しかし、ここでは出向した時点をもって関係の開始と見ておく。

⑮ 福山B論文。その他、藤井二二『法華寺の造営と寺領』（『ヒストリア』六三）にも言及がある。

⑯ 以上の諸点については福山B論文を参照した。

⑰ 福山D著書によると、大仏殿の造営は天平宝字元年にはほぼ終り二年には天井・廂・須理の彩色作業にかかっていた。また、講堂は天平勝宝八歳にはほぼ完成、食堂の造営は天平宝字二年から着手された（四一、五〇、五九頁）。東塔造営は西塔が落成した天平勝宝五年より

継続して行われているので、天平宝字二年段階では最も事業規模の大きなものといえるだろう。

⑯ この他、随求壇所の天平宝字四年一〇月一六日付解(四一四三三)には、東塔所に米・末醬・海藻などを融通したことが記されている。この解の署は写經所案主上馬養であるので、これも雄足との関係によるものであろう。

二、造石山寺所別当「宅」の機能

造石山寺所別当安都雄足と哀塔所の関係は前節で見た雑材廻漕の場面でしか現われないので、これを具体的に考察することは困難である。しかし、次にあげる高島山使解(五一二七九)は議論の糸口を与えてくれるだろう。

(E) 高島山使解 申自勢多津泉於漕上材事

合貳伯肆拾玖物

久礼二百一材 功錢一貫五文村別五文

波多板十二枚 功一百八文枚別九文

比蘇五枝長二丈四尺 功六十文枚別十文

小柱三根長一丈二尺 功卅六文根別十二文

碎板廿八束 功三百卅六文束別十二文

用錢壹貫伍伯肆拾伍文 受石山院『自別當所可來』

六年九月十日 領勝屋主

これは、前記の石山寺造営残材廻漕に便乗した雄足の私材目録とその漕料の注文である。吉田孝氏が指摘されたように、ここに見える私材は「雄足の宅」に収納されていたものと思われる。これらは交易用であったという推定も興味深い、ここではその入手経路を検討したい。

(1) 別当私材の入手経路

まず、石山寺造営の木材は甲賀山作所と田上山作所で伐採され荒作(荒削り)して足庭(造営現場)に送られていたので、雄足はこの山作所から私材を確保することができたであろう。別当という地位からしてもその可能性は大きい。また、「雄足の宅」は勢多にあったので、勢多津に集められた木材から購入することもできたであろう。②しかし、前者の場合であっても私材の入手は石山寺造営に便乗したのではなかったと思われる。その理由の一端を(E)に見える小柱と比蘇に求めてみよう。

注意したいのはこれらのサイズである。一丈二尺の小柱と長二丈四尺の比蘇を甲賀・田上両山作所で作成されたものと比較してみると、私材のサイズは山作所のものと一致しないことがわかる(第2表)。特に比蘇は私材の方がひとまわり大きい。このことは、雄足が山作所荒作のものを流用していないことを意味するだろう。③

第2表 山作所の柱・比蘇

	田上山作所	甲賀山作所
柱	長 2. 丈 10根	長 1.7 丈 6根
	2. 1	1.5 14
	1.6 22	1.3 2
	1.1 30	
	0.9 22	
比蘇	長 1.5丈 168枝	
	1.2 60	

(注) 本表は、天平宝字6年正月～4月の田上山作所告朔解、同5年12月・同6年正月、3～4月の甲賀山作所告朔解より作成（出典については、本文の注①参照）。

石山寺の仏堂・僧房・経蔵さらには奈良から石山に選った写経所などの用材はもっぱら田上山作所に求められていたので、正月～四月までの山作所は指定された材木の荒作に繁忙を極めていた。④
また、三月になると造石山寺所の保有する食料米が不足し（後述）、作材そのものにも影響が出ていたからである。このような時期に、造営の責任者である雄足が私材の調達を指示していたとは考えられない。ただし、田上山作所では四月いっぱいをもって造営用材の荒作を終えているので、五月以降であれば私材の確保は可能である。しかしその場合、木工の功食料などはすべて雄足の負担であったと思われる。なぜならば、造石山寺所の食物用帳と銭用帳によれば、五月一〇日ごろを最後に田上山作所へは雇工らの食料

では、別当という地位を用いて別規格のものを山作所に作らせたのであろうか。天平宝字六年（七六二）五月以降であればその可能性があると、思う。というのは、

や銭が支給されなくなるからである。つまり、雄足は私材確保のために山作所を利用しえたとしても、それは石山寺造営に便乗したのではなかったと考えられるのである。

また、次にあげる銭用帳八月九日条の記事は、私材を収納していた「雄足の宅」の姿を知る上で重要である（五一三六九）。

(F) 九日下銭壹貫伍伯肆拾文、二百五十六文雜用内六十文經所仕丁功内
二百卅二文自主典宅米工木功内 九百九十二文經所米直内

これは、九日に支出した銭一貫五四〇文がどの資金からの借用であるかを記した部分である。当時、造石山寺所では銭が不足していたのでこのような形で必要経費を調達していたわけであるが、ここで注目したいのは二三二文が「自主典宅米工木功内」となっていることである。つまり、「主典宅」＝「雄足の宅」には木工がおり、造石山寺所に向向していたのである。この記事からはこれ以上のことは知られないが、彼らは足庭や山作所で荒作や伐木に従事していたのであろう。勿論、「雄足の宅」内にあっても製材を行っていたと思われる。これについて示唆的なのは、雄足の私材に見える碎板ウツ二八束である。碎板とは、榎樽や檜樽をうすく割った材木と考えられ、造石山寺所では木工が足庭でこの製作に従事していた。雄足のそれも「宅」の木工が「宅」内で製作したものであろう。⑤

さて、このような「雄足の宅」の状況を念頭におくと、先に見た山作所のものとは別規格の小柱・比蘇などは「宅」の木工によって荒作されたものと見ることができているのではなからうか。つまり、雄足の私材は石山寺造営材とは別個に調達されていた、と考えられるのである。

それでは、雄足は単独に私材を入手し木工に荒作させていたのだろうか。結論的に言えば、恐らくそうではないだろう。ここで想起したのは、前節で見た雑材廻漕時に雄足が東塔所材の漕料の一部を負担したという事実である。まず、六年八月九日付漕材注文に記された東塔所材の目録（五―二六四）をあげておこう。

(G) 柱廿根 十八根各長一丈三尺徑一尺八寸
二根各長一丈七尺徑二尺三寸 准樽二百材 根別十材

榎樽六百材

已上六百廿物、東塔所材、

この目録を前掲の宇治使解(B)と比較してみると、長一丈三尺の柱一八根は歩廊用であり、長一丈七尺の柱二根は門料であったことがわかる。当時、東塔造営現場では歩廊の造立が行われており、たとえば造東大寺司告朔解には木工所の作物として「構作東塔歩廊」^⑩「葺同塔歩廊北中門一字」（以上二月、五―二二六）「構作東塔歩廊材五十二物」（三月、五―一九〇）と記されている。つまり、(G)の柱二〇根は、奈良での構作のために調達された木材であ

ったわけで、しかもその用途が門料・歩廊用としてあらかじめめられた規格に荒作されていたのである。雄足がこのような木材の漕料の一部を負担したのは、これまでの東塔所との関係からして、東塔所材が雄足の管理下にあったからであろう。

ところで、「雄足の宅」に木工がいたということ、右の雄足の立場とのつながりを直接示す史料は確認できない。しかし、「雄足の宅」が勢多にあったという地理的な条件を考慮すれば、その可能性は否定できないだろう。東塔所材の入手先は、前掲の坂田池主請銭所用注文(D)よりすれば高島山作所であったと思われるが、奈良の東塔所からの指示が直接この山作所に伝えられたとするよりも、「雄足の宅」が中継点となって用材の確保や荒作を担当していたと見る方がより機能的であるからである。そこで、この推測をより確かなものにするために、私材と東塔所材に含まれている榎樽の入手方法を検討してみよう。

(2) 榎樽購入の内実

榎樽は榎の原木を加工した角材と考えられている。その他、檜を加工した檜樽もあった。この榎樽・檜樽は当時広範に流通していた^⑪ようである。法華寺阿弥陀浄土院金堂の造営に際しては、泉津・丹波山川津・高島山少川津などで大量に購入されていた。^⑫つまり、

第3表 檜樽納入状況(天平宝字6年)

正月15日	296材	自高島買, 勝屋主進上
2月5日	273	自高島山買, 勝屋主進上
	205	自伊賀山買, 右兵衛物部東人進上
3月6日	250	自高島山買, 勝屋主進上
4月2月	84	自勝屋主所進上
5月23日	694	自高島勝屋主進上

(注) 材納帳より作成 (15-261, 263, 267, 277, 287)

それだけ商品価値の高い木材であったわけである。雄足の檜樽も購入によるものと思われるが、ここでは造石山寺所の例をとりあげ檜樽購入の方法を考察してみよう。

この石山寺の造営にあっても檜樽はすべて購入されていた。造石山寺所の雑材并檜皮和炭等納帳(材納帳)に見える檜樽納入記事をまとめると第3表のようになる。これによると、伊賀山からは右兵衛物部東人が、高島山からは勝屋主がそれぞれ購入し、造石山寺所に進上していたことがわ

かる。このうち、伊賀山からの二〇五材は写経所用材であるので、残りの一五九七材が造石山寺所用ということになる。しかし、これがすべて造石山寺所の方ではなかったようである。石山寺造営の総決算書とされる天平宝字六年閏一二月二九日付造石山寺所解案(秋季告朔)を見ると、造石山寺所が購入した檜樽は六八二材であって、仏堂料・借板屋三字料・国師奉入三丈板殿料・古板屋等修理料に六六八材を使用し一四材は蘇岐板一〇〇枚として残っ

たことが記されている(一六一二〇二・二〇四)。つまり、材納帳と秋季告朔との間には九一五材(598-683)という大きな数値の差が出てくるのである。この九一五材とは、造石山寺所に収納されたもの実際には購入されなかったものであろう。

しかし、檜樽のもつ商品価値から見ても、これが造石山寺所に放置されていたとは思えない。恐らく別の機関がこれを入手していたのではなからうか。この点で注目したいのは、購入費の支出状況である。先の第3表を見ればわかるように、材納帳には「自高島山買」とあり、また秋季告朔にも一部欠ながら「 六百八十二材直別十二文」(一六一二一四)とあって、造石山寺所が購入していることは明らかである。ところが、銭用帳を見ると檜皮・薬などの購入費は支出されているにもかかわらず、この檜樽に対する銭の支出が全く記されていないのである。銭用帳は造営費を逐一記録した重要な帳簿(その期間は五年一二月二四日〇七年正月三〇日)であり、そこに欠落があったとは考えられないので、これは檜樽を入手した時点とその費用を支出した時点とがずれていたために生じた結果と思われる。つまり、造石山寺所は別の機関にその代金の立替を依頼し、石山寺の造営が終了してから使用分の代金を精算した、というわけである。秋季告朔は、

実際には翌七年六月中旬以後に書かれたものとされているので、

このような操作は十分に可能である。

さて、楯樽の購入には造石山寺所が事実上関与していなかったということになると、これを請負った機関が次に問題になる。しかし、これについては、高島山より勝屋主が楯樽を購入していたという事実が一つの手がかりを与えてくれるだろう。

前節で見たように、屋主は天平宝字二年（七五八）には雄足のもとで写経所の案主を勤め、そして東塔所の運営にもかかわっていたが、この石山でも別当雄足の配下にあった。ここでの任務は前記のように楯樽の購入と進上であって、たとえば六年三月に奈良の造東大寺司から召還要請があった時、造石山寺所は、この屋主と仕丁生部石代は「石山院所用久礼棧材、便附令買」として不参の解を提出している（一五一一七五）。つまり、屋主は石山寺造営にとって不可欠な人物であったのである。しかし、彼の名は、六年正月一〇月の上日注文（二月分は欠）^⑧や七月二五日の考中行事案に見ることはできない。それは、造石山寺所に所属せずに楯樽の購入・進上に従事していたからで、この屋主こそ請負機関の案主もしくは領なのであろう。また、屋主と行動を共にしていた仕丁生部石代は、六年三月ごろの造石山院所解案に「東塔所高島山作人」（一五一一七四）と見えるので、屋主のかかわったこの機関は東塔所であったと考えられるのである。東塔所がこの高

島山より楯樽を入手していたことは、六年九月九日付楯樽漕運功銭米注文（五一二七八）からも明らかである。

以上、造石山寺所における楯樽の入手状況を検討してみたが、これよりすれば先の九一五材とは東塔所の用材であったといえるだろう。すなわち、東塔所が高島山で入手した楯樽はまず造石山寺所に収納され、造営用に必要な分を造石山寺所が検納したあと、残りの東塔所用のものは一時保管するなどして泉津まで漕運したと思われる。勿論、漕料は東塔所の負担としてである。先に雄足の私材に楯樽があることを見たが、右の点を念頭におけばこれも同じ経路で入手されたものであろう。事実、六年二月五日に納入された二九四材のうち、二〇材は「主典宅」（「雄足の宅」）に検納されている（五一七二）。このように、間接的ではあるが、雄足の私材と東塔所材との関係が確認できるのである。

ところで、造石山寺所が、造営に必要な楯樽を東塔所の機能に依拠して購入するという方法をとったのは、別当雄足の裁量によるものと考えられる。造石山寺所別当に就任するまでの雄足と東塔所の関係については前節で述べたので繰り返さないが、この石山にあっても東塔所は雄足の任務を遂行する上で重要な機関であったわけである。しかし今回は、以上に見た楯樽の購入状況から知られるように、奈良の東塔所への木材漕運にも関与するという

役割があったようである。これは、雑材廻漕時に漕料の一部を負担したということと軌を一にするものであるが、この点に関連して次にあげる雄足の用銭注文（一六一五八）にも注目しておきたい。

(B)十二月十四日下家直二貫

右、杉樽二百村作運動食料、造安都四郎所、杉附勝屋主、
遣保良大師殿、給于四郎所、
行安都雄足

この注文には年記がないが、「保良大師殿」とは保良宮に在る藤原朝臣仲麻呂（惠美押勝）をさすこと、保良宮への遷都期間は天平宝字五年一〇月〇六年五月であったことより天平宝字五年のものとしていいだろう。五年一二月一四日という、秋季告朔によれば石山寺の造営が開始された日^⑩でもある。その日に杉樽の作運動食料を「安都四郎所」に下し、「保良大師殿」へ杉を送るよう指示していることは、雄足の位置を雄弁に物語っていると思う。雄足は屋主らと共に保良への木材供給にも従事していたのである。

このように雄足は、石山にあって奈良や保良への木材供給も担当していたと考えられる。しかし、それは、造石山寺所別当としての任務でなかったことは明らかであろう。それ故、梶樽などの需要を満たすための購入と漕運といった差配は、造石山寺所の政所で行っていたとは思えない。石山寺に近く木材輸送に便利など

ころとなると、勢多にあった「雄足の宅」が想起される。そこには木工もいたのだから、この「雄足の宅」こそもう一つの彼の任務を遂行する上で最もふさわしい場所であった、と考えられるのである。

以上、造石山寺所における梶樽購入の内実を考察することによって、「雄足の宅」には木材供給という公的な機能があること、むしろ奈良にあった東塔所の出張機関ではなかったかと思われる側面があるなどが確認されたと思う。これは、「雄足の宅」は東塔所と高島山作所の中継点ではなかったかとした先の推測の裏付けにもなるだろう。また、雄足の私材の入手経路については梶樽しか明らかにできなかったが、恐らく他の木材も東塔所材と密接な関係をもっていたと考えられる。それはともかく、「雄足の宅」は単なる交易用私材の収納場所ではなかったのである。

(3) 「雄足の宅」の米の性格

造石山寺所の財政は、奈良の造東大寺司からの支給物によって運営されていたが、天平宝字六年三月になると食米が不足し造営のものにも影響が出はじめた。しかし、奈良からは食米は支給されず、東大寺の同四年愛智郡封戸租米の徴収権を与えられただけであり、しかもその租米の収納が開始されたのは五月になって

第4表 借米状況
(単位は斛)

写 経 所	2.564
上 寺	7.91 (20.)
安 都 雄 足	16.9
渤海 海 大 使	3.
高麗 刀 倉 人 女	0.04
寺 主 典 田 作 岡 田	0.2

(注) 食物用帳より作成
(5-5~22, 15-378~436,
5-24~30, 16-177~179)。
上寺の()内の数値は実
際の借米量で、天平宝字
6年11月30日付造石所黒
米報進文案(15-248)によ
る。その他については本
文注②・③を参照。なお、
本表の数値は、白米・黒
米の合計である。

からであった。造石山寺所は、この窮状を乗り切るために関係機
関より多量の借米を行ったが、この借米の中には「雄足の宅」か
らの米も含まれていた。吉田孝氏はこの点に注目し、造石山寺所
の財政運用の中で安都雄足の「宅」を中心とした「私経済」が生
々々々機能していたことの一事例とされたのである。しかし、これ
までの検討結果からすれば、吉田氏の見解には再検討の余地があ
りそうである。以下、造石山寺所が借用した「雄足の宅」の米の
性格を考えておこう。

造石山寺所が借米した機関については、食物用帳に見える返米
記事より知られる。第4表はその借米状況をまとめたものである。
このうち「主典田作岡田」を別とすれば、いずれも造石山寺所近
辺からの借用と思われる。②

次に、この表に見える雄足への返米記事を順にあげると第5表
のようになる。吉田氏はこれを「安都雄足への返米」として一括

されている。しかし、ここで注目し
たいのは、「主典所」「別当家」「別
当殿」「别当宅」とあるように、そ
の返却先の呼称が一定していないこ
とである。雄足への返米でありなが
らこのように多様な呼称が使用され
ているのは奇異な感を与えるが、こ
れについては帳簿作成時に混乱が生
じたためと考えられなくもない。し
かし、「原文書」でもこのように記
されていたようである。実は、こ
の食物用帳の四月一九日条に、その
「原文書」の痕跡が確認できるので
ある(一五—三九六)。

(I)又下米伍對黒 塩式升 若滑海
藻式村 海藻耆把
右、田上山作所食料、附仕丁
末尾に「故符」とあるのは、帳簿のものになった「原文書」が
符(案文)であったことを示す。つまり、造石山寺所では食米な

第5表 安都雄足への返米状況(天平宝字6年)

	返米・記事	使	出典
5月5日	白米10斛・自主典所借請米黒米之替報納	勝屋主	15-403
10日	白米1斗・别当家奉充	日登得万呂	15-404
7月7日	白米1斗・别当殿上	阿刀乙万呂	15-425
14日	白米1斗、黒米1斗・别当勢多宅進上	弓削伯万呂	15-428
19日	白米5斗・别当宅之米代進上	仕丁広島	15-432
閏12月29日	白米6石・别当米、造寺料借用代報下	—	16-177

どの支給所に逐一その数量などを記した符を下し、またその案文を保管していたのである。(1)はこの「原文書」から帳簿に記事を写し取る際に、誤って書止めまで写してしまった実例であろう。

従って、このような帳簿作成過程を参照すれば、返却先の呼称は帳簿作成時の混乱によるものではなく、当初より一定していなかったといえるのである。しかし、たとえば第5表にあげた五月五日と一〇日の場合を見ると、「原文書」の作成主体はいずれも造石山寺所領の下道主であるので、「主典所」と「別当家」とは呼称の混乱ではなく、明らかに使い分けではないか、と考えられる。そこで、このような観点から第5表を見ると、「別当家」の場合は、家・宅・殿はいずれも建物を表現する意があるという点で「別当殿」「別当勢多宅」「別当宅」と共通することがわかる。これに対して「主典所」の場合は異質である。正倉院文書には、人名や職名を記した「〇〇所」という例は多く見えるが、それは一定の職務を帯びた官人らの執務所という意味内容をもっていたと考えられるからである。^⑤従って、「家」「宅」「殿」の米と「所」の米とは区別しておく必要がある。

では、雄足への返米でありながら何故に宛所を区別したのであるか。それは、雄足からの借米には性格を異にする二種類の米があったからだと思う。まず、「家」などへの返米九斗は、先

の私材の例よりすれば雄足の私米からの借用分と見ていいだろう。一方、「所」への返米一〇斛については、勝屋主がこれを受理している点が重要である。屋主が雄足のもとで木材の購入や漕運に従事していたことは前記の通りである。従って、この返米一〇斛は、雄足のもう一つの任務、すなわち東塔所や保良への木材供給に付随した公的な米からの借用分と考えられるのである。

造石山寺所が雄足への返米に際し、その宛所を区別した理由については右のように解したいが、次に「家」や「所」を記さない閏一二月二九日の「別当米」はどうであろうか。別当という職名を付していることから、雄足の職掌に付随した公的な米とも考えられる。しかし、これについては確証がないので、その記述方法より雄足の私米と見ておく。

以上、造石山寺所が雄足より借用した米には公的な米と私米とがあり、前者は「主典所」へ後者は「家」「宅」「殿」、つまり「雄足の宅」に返却されていたと考えられる。このことは、造石山寺所の財政運用には「雄足の宅」のみならず「主典所」も貢献していたことを意味するだろう。すなわち、造石山寺所の食米不足に直面した別当雄足は、上寺・写経所・渤海大使高麗大夫所などから借米（前掲第4表参照）するとともに、「所」の公的な米を捻出して造石山寺所に融通したのである。そして、さらに不足が生

じた場合には、彼の私米も貸与したのであろう。このように、雄足の私米は所々からの借米（公的な米）の補充分としての役割をもっていたと考えられる。つまり、それだけ食米不足が深刻化していたのである。吉田氏は雄足からの借米一六斛九斗をすべて私米と解されているようであるが、ここでは私米はそのうちの六斛九斗であり、その性格については右のように評価しておきたい。

最後に「雄足の宅」と「主典所」の関係にふれておく。「主典所」の性格については前記の通りであるが、帳簿作成過程で確認したように、この「所」への返米一〇斛は符によって伝達されたと考えられるので、「所」が造石山寺所外にあったことは確かであろう。また、この米一〇斛は供給用木材の購入費・漕料と推測されるので、「主典所」とは勢多にある「雄足の宅」の一角にあった雄足の執務所をさす、と見ていいのではなかろうか。恐らくこの「宅」内の「所」で、(1)(2)で考察したような製材や木材購入・漕運などの差配が行われていたと思われる。「雄足の宅」の内実をこのように考えたい。^⑦

(4) 小括と課題

本稿の冒頭で記したように、吉田孝氏は、勢多にあった造石山寺所別当安都雄足の「宅」に材木と米が収納されていた事実注

目し、この「宅」を拠点とした広範な「私経済」の展開を予想された。しかし、雄足と東塔所の関係に注目し関係史料を検討した結果、次の三点が明らかになったと思う。①「雄足の宅」には、奈良の東塔所や保良に材木を供給する公的な機能があったと考えられる。つまり、そこは単なる「私経済」の拠点ではなく、雄足のもう一つの任務を遂行するための重要な基地でもあった。②「雄足の宅」に収納されていた私材は雄足が単独で入手したものではなく、「宅」のもつ木材供給機能を利用して得いたものと考えられる。③また、「雄足の宅」には雄足の私米と①にあげた機能を維持・運営するための公的な米が収納されていたが、造石山寺所の財政運用に利用されていたのは主に公的な米の方で、私米はその補充的な役割をもっていた。

「雄足の宅」の性格、私材の入手方法、私米の運用状況については右のように理解されるので、雄足の「私経済」に対する評価も当然吉田氏のものと同様となる。すなわち、石山の雄足には確かに「私経済」は存在していたが、それは単独で機能していたのではなく、雄足のもつ職掌や権限に大きく依拠して機能しえるものであった、と考えられるのである。従って、「私経済」の展開しえる範囲もおのずと限定されてくるわけで、それが生々と機能していたといえるかどうか疑問である。「私経済」の過大評価

は慎むべきだろう。

ところで、吉田氏も指摘されるように、雄足はこの石山のみな
らずかなり広範な地域にわたって経済活動をしていたようである。
たとえば、越前国史生から造東大寺司主典に転じた後も越前国と
は経済的なつながりをもっており、また信濃国との密接な関係を
伝える文書や、近江国での営田活動を推測させる文書も散見する。
断片的ではあるが、雄足の行動範囲の広さを知ることができる。
しかしながら、これをもつて彼の「私経済」の広範な展開を見る
のは早計であろう。というのは、石山での場合を見たように、雄
足の「私経済」は彼の職掌や権限に依拠して機能しえるものであ
ったからである。従って、越前国や信濃国との関係、近江国での
営田活動なども雄足の職務とのかかわりで考えてみる必要がある。
このうち、越前国については、史生離任後も東大寺領荘園の経営
に関与していたと予測されている。しかし、史料的な制約がある
ため信濃国や近江国との関係も造東大寺司主典の任務にかかわる
ものかどうか、確認することは困難である。そこで充分とは言え
ないが、雄足の経歴をふりかえることによって、こうした広範な
経済活動が可能になった環境を抽出してみよう。

- ① これについては、天平宝字六年正月／＼四月の田上山作所告朔解（一）
五―三四四―三四八・五―七七―八三、五―一二四―二四、五―一

四八―一六〇、五―三二―三二九・一五―四六三―四六五）、同五
年二月・同六年正月、三月・四月の甲賀山作所告朔解（五―八五―
九四、五―九五―一〇二・一五一―四六二）参照。

- ② 松原弘宣「古代における津の性格と機能」（大阪歴史学会編『古代
國家の形成と展開』所収）によれば、瀬多津は平城京への材木漕運を
になう琵琶湖・瀬多川水系の重要な津であった。

- ③ 注①にあげた四月の田上山作所告朔解には、檜樽二材を「別当所」
に給したことが見える。これが雄足の私材に該当するかどうか即断で
きないが、後述のように「別当所」「主典所」とある場合は雄足の執
務所をさすと考えるので、この二材は私材に該当しないと判断する。

- ④ たとえば、造石山寺所の公文案帳より田上山作所に作材の指示や進
上を催促した回数を見ると、正月一回（一五―一四三）、二月六回
（一五―一四七―一五二・一五五）、三月二回（一五―一五八―一六
一・一六三・一六六―一六八・一七〇―一七四・一七七―一七九）、四
月四回（一五―一八三・一八五・一九〇・一九四）となる。

- ⑤ 奈良に錢・食米・雜食物を請求する三月一三日付造石山寺所啓案（一
五―一六五）には、「若不充者、必作手可停止」「若請物不給、自常
雇役人等、皆悉散往」とあり、危機的な状態が述べられている。

- ⑥ 公文案帳によると、五月一日付で造物の停止を伝える符が田上山作
所に下される（一五―一九八）ている。なおこの帳簿には、これ以降作
材を指示する符は見えない。

- ⑦ 錢用帳によると、六月一九日以降必要経費は「経所米売内」「経
所了功銭内」「銅工功内」などから借用されている（一五―四四八
―四五〇、五―一三六―三七一、一五―四四四―四四六）。

- ⑧ 石山寺造営の決算報告書ともいうべき天平宝字六年閏二月二十九日
付造石山寺所解案によると、購入した榎樽六八二材は六六八材が使用
され、残りの一四材は「蘘岐板百枚為材入目録」と記されている（一

六一二〇二一〇五)。また、足庭作工二六四〇人半の内訳には、「十二人割稻樽五百九十村」と見える(五一三四五)。

⑨ 西山良平「奈良時代『山野』領有の考察」(『史林』六〇—三)では、「主典宅」の木工は建築ばかりでなく伐木にもかかわっていた可能性が大きい、と推定されている。

⑩ 福山D著書二九頁。

⑪ 岡藤良敬「造石山寺所の請負的雇傭労働力」(前掲)。

⑫ 西山前掲論文。

⑬ 福山B論文。

⑭ 天平宝字六年正月一八日付右兵衛物部東人解には、朱の異筆で「経所停」と記されている(五一六五)。なお、奈良から石山に選された写経所の活動については、横田拓実「奈良時代における石山寺の造営と大股若経書写」(石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究』一切経篇所収)参照。

⑮ 吉田孝「律令時代の交易」(前掲)。

⑯ 公文案帳には、六年正月(二五一—四五)、三月(一〇月(二五一—七五)、一九二、二二二、二二七、二三〇、二四五、二四七。八月份は『大日本古文書』未収のため、岸俊男「但波吉備麻呂の計帳手実をめぐって」(前掲)による)の各上日注文がある。

⑰ 『大日本古文書』未収。岸注⑩論文による。

⑱ 『続日本紀』天平宝字五年一〇月己卯条には「為改作平城宮、暫移而御近江國保良宮」との詔が見え、同六年五月辛丑条には「高野天皇(孝謙太上天皇・引用者注)与帝(母仁天皇・同)有隙、於是、車駕還平城宮」と記されている。

⑲ 秋季告朔によれば、石山寺の造営期間は、五年二月一四日(六年八月五日)となっている(五一三—五三)。

⑳ 詳細は不明だが、この注文は、雄足の任務の一端を彼の一族の者が

請負っていたことを伝えるものであろう。

㉑ 以上の経緯については、吉田前掲論文に詳しい。

㉒ 吉田氏は、この岡田を山背國の恭仁の近くの岡田か近江國の勢多近くの岡田かいずれかとし、そこで雄足は私営田を経営していたと指摘される。

㉓ 渤海大使高麗大夫とは、天平宝字五年一〇月に遣高麗(渤海)使に任ぜられた(『続日本紀』造東大寺司の前次官高麗朝臣大山をさす。食物用帳では、六年三月二八日に米一斛を「奉充」(五一三—八八)、四月一四日に米二斛を「借充遣」(五一三—九五)と見える。「奉充」とは造石山寺所か大夫所に米を支給した意ともとれるが、「借充遣」と同じく借用の米を返却したことを伝えるものと解した。天平二年の越前國正税帳には「送渤海郡使人使等」の食料が支出されている(一四三八)ので、大山らは越前から出陣する前に、しばらく勢多にあった近江國衙付近に滞在していたのであろう。また、寺刀自倉人女は石山寺にいた女性と思われる。次に上寺は石山寺をさす(福山A論文、吉田前掲論文)と考えられるが、福山D著書では上寺は上院とも称されるので東大寺の齋院をさすのではないかとする(七九—八二頁)。一方、松原弘宣「夷忠和尚小論」(『続日本紀研究』一七七)では上院(上寺)は東大寺三綱側の石山寺造営における出先機関であったと見る。いずれにしても、東大寺と石山寺は本末寺の關係にあるので、奈良から送られた米は石山寺に収納されていたと思われる。従って、米の貸与主体は奈良にあったとしても実際は石山寺から受理したものであろう。

㉔ 木村徳国『古代建築のイメージ』によると、上代の建築にはヤとトノがあり、ヤはわが國の伝統的建造物一般をさすのに対し、トノ(殿)は中國から導入された建築様式をさすという。また木村氏によれば、ヤを語頭・語尾にもつ多くの建築関係語が生まれており、漢字の家・

宅があてられるヤカもその一つである（第1部第四、六章）。この他、吉田孝「イヘとヤケ」同「律令国家と古代社会」所収。参照。

②⑥ たとえば、播磨国粗米の進納状況を雄足に問う天平宝字六年二月一

〇日付大尼公所牒（五一一〇六）の宛所は阿刀主典所になっている。

といつても「〇〇所」がすべて官人らの執務所をさすとは思えず、単に〇〇の所という場合も当然ありうる。従つてここでは、執務所をさす蓋然性が高いと考えておきたい。

②⑦ 鬼頭清明氏は、越前国史生であつたとき雄足の館には公廩稲が配分保管され、それを出挙稲として運営することによつて雄足自身の利潤をあげていた、と指摘されている（前掲書一六一頁）。勢多の「雄足の宅」に収納されていた私米は、こうした出挙利稲の一部なのであろう。

②⑧ 松原氏は、雄足は「宅」を拠点として石山寺の造営・勢多庄の管理も行つていたと指摘されている（「東大寺領勢多庄をめぐる」前掲）。しかし、石山寺の造営については、造石山寺所の政所があるのだから雄足はそこで執務をしていたと見るべきだろう。また、「宅」が勢多庄を管理していたといえるかどうか、関係史料は見出せなかつた。ただ松原氏が言われるように、この庄が石山寺造営のために設置されたものであるならば、機能的な面においては「雄足の宅」と一線を画すべきだろう。従つて、「雄足の宅」が庄内にあらねばならない必然性はないわけで、松原氏の指摘されるように庄外に、恐らく隣接して設置されていたと見た方がいだろう。

②⑨ 天平宝字三年五月二日付越前国足羽郡書生鳥郡連豊名解（四一三六六）には、去年の米として七斛五斗を「安都宅」に進上したと記す。この他、四一八七・三六五、一六一八九・九二など。

③〇 石山に選つた写経所の食物下帳によると、天平宝字六年八月二三日には雄足の宣により信濃使に白米二斗が支給され、九月一日にはさらに白米一斗が下されている（一五一四七五、四七八）。この他、一六一

五七。

③① 錢用帳によると、天平宝字六年九月五日には田上の田直料五〇文を主典にかわつて造石山寺所が立替えている（一五二四四四）。この他、五二八六、一五一四一一など。

（補注）『大日本古文书』では、当該部分を「長一丈二尺」とするが、マイクロフィルム焼付写真より「長一丈三尺」と訂正した。

三、安都雄足の政治的環境

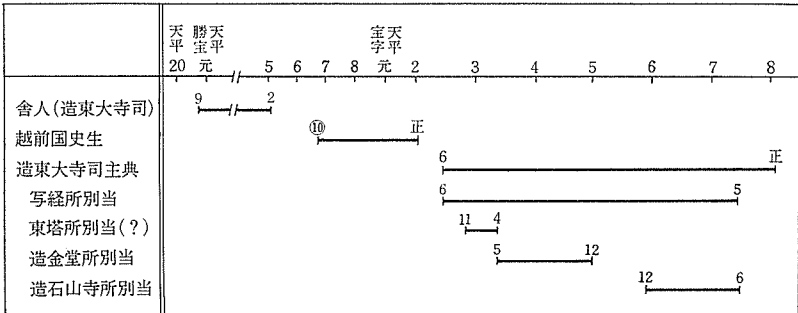
（1）雄足の経歴

安都雄足の経歴については第一節で少し言及したが、ここで改めて概観してみると第6表のようになる。これによると、越前国史生に任命された数年間、造東大寺司を離れていた時期がある。

しかし、岸俊男氏によれば、それは東大寺造営の経済的基盤になつていた越前国東大寺領莊園の経営に参画させるためのものであつた^①。つまり、この約一六年間の雄足は、造東大寺司に所属もしくはは深いかわりをもつ官人として、写経や造営事業、莊園経営に尽力していたわけである。

ところで、天平二〇年（七四八）七月ごろ金光明寺造物所より發展して成立したこの造東大寺司は、天平勝宝九歳（七五七）七月の橘奈良麻呂の乱前後にはすでに藤原朝臣仲麻呂の権勢下に属していたと考えられている。また、仲麻呂一派は、東大寺領莊園

第6表 安都雄足の経歴



(注) 在職期間は、各職名を帯びて文書に初出する時点から最終の時点までをもって示した。『大日古』の巻数と頁数でその初出と最終をあげると、舍人は10-276, 9-612, 越前国史生は4-29, 257, 造東大寺司主典は11-347, 16-362, 写経所別当は11-347(その職務内容から推定)16-383, 造石山寺所別当は、4-532, 5-444。東塔所別当(?)については、本文第1節(2)参照。また、造金堂所別当については、福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」(同『日本建築史の研究』所収)を参照した。なお、越前国、東塔所との関係は離任後も継続していたと考えられるが、これについては表示しなかった。

のあった越前国に国司としてその勢力を浸透させてゆく^②ので、先の表にあげた雄足の経歴は、こうした当時の政治状況と無縁でなかったことは明らかである。従って、雄足のおかれていた環境を見るには、この藤原仲麻呂政権との関係に注目する必要がある。そこで、このような観点から彼の経歴を見ると、造東大寺司主典となった天平宝字二年(七五八)以降が注意される。つまり、仲麻呂の動向と密接な関係をもつようになるからである。

たとえば、第7表にまとめた天平宝字年間(宝字)の書写状況^③を見ると、雄足が別当になった二年六月から八月にかけて大規模な写経事業が開始されているのがわかる。これらは、御願の形式をとるものであるが、そのほとんどは仲麻呂宣によるものなので、仲麻呂主導の写経事業と言えるだろう。ここでの雄足はいえ、写経事業を監督する一下級官人にすぎない。ところが、千手千眼経一〇〇巻・新綱索経一〇部二八〇巻・薬師経一二〇巻の写経に際して紫微中台少疏池原君栗守が奉じた仲麻呂宣には、「宜仰造東大寺司主典安都雄足、令奉写」と記されている(四一二七四)。写経事業を宣するにあたり、その責任者を指名するのが一般的であったかどうかは不明とせざるをえないが、このような事例は管見ではここが最初である。それ故、雄足が指名されたということ、彼がいかに仲麻呂に重用されていたかを伝えるものと考えて

第7表 天平宝字年間における写経所の写経状況

経名・巻数	宣の年月日・宣者	写経期間 (年月)	出典(『大日本古文书』)
金剛寿命陀羅尼經1000卷	元. 9. 19 紫微内相(藤原仲麻呂)	元. 9~元. 10	3-612, 4-242
諸仏集会陀羅尼經 400卷		元. 9~元. 10	4-242
四分律 3部180卷		2. 2~ 2. 4?	3-612
金剛般若經1000卷	2. 6. 16 " , 御願	2. 6~ 2. 9	13-238~331, 14-257
千手千眼經1000卷・新編 索經 10部 280卷・薬師經 120卷	2. 7. 4 "	2. 7~ 2. 9	4-274, 13-357~463
大般若經第1卷	2. 8. 19 善福師	2. 8?	13-418
金剛般若經1200卷	2. 8. 16 大保(藤原仲麻呂)	2. 9~ 2. 11	14-1~26, 258
大仏頂首楞嚴經陀羅尼10卷 隨求即得陀羅尼經10卷	3. 9. 27	4. 7~ 4. 10	4-441, 14-349
法華經 45部 360卷・金剛 般若經45卷・理趣經45卷	4. 正. 11 大師(藤原仲麻呂), 御願	4. 正~ 4. 3	14-288~304, 367
法華經 1部 8卷	4. 4. 1 内侍印八麻中村	4. 4	14-377, 385
最勝王經 1部10卷・宝星 陀羅尼經 1部10卷・仏頂 尊勝陀羅尼經 1卷	4. 3. 9 "	4. 3~ 4. 4	14-369, 372, 332
坤宮官御願一切經1015部 5271卷(5330卷)	4. 4. 15 大師	4. 6~ 5. 5	14-393, 422~442, 25- 271~300
灌頂經 1部12卷・梵網經 1部 2卷	4. ④. 1 内侍印八麻中村	4. ④	14-387, 394
称讚浄土教1800卷	4. 6. 7	4. 6~ 4. 7	14-409
△大般若經 1部600卷		6. 2~ 6. 12	5-58, 15-245~254, 16- 118
△觀世音經100卷		6. 6	15-252~254, 16-118
△理趣經 2卷			15-252~254, 16-118
灌頂經12部144卷	6. 11. 21 尼法勤	6. 11~ 6. ⑩	16-172
大般若經 2部1200卷	6. 12. 16 少僧都慈訓	6. 12~ 7. 4	5-299~327, 16-376
仁王經疏 5部25卷	6. ⑨. 7 弓削禪師道鏡	6. ⑨~ 7. 正	16-319~322
梵網經20部40卷・四分律 戒本20卷	6. 8. 13	7. 2~ 7. 6	16-334, 345, 362
法華經 2部16卷	7. 2. 25 大僧都良弁	7. 2~ 7. 3	5-388, 16-336, 362
最勝王經 11部 110卷・宝 星經 1部10卷・七仏所説 神咒經 3部12卷・金剛般 若經600卷	7. 3. 10 法師道鏡	7. 3~ 7. 6	5-402, 16-353, 364
仁王經疏 1部 5卷	7. 4. 17	7. 4	16-375
十一面經31卷・孔雀王咒 經 7卷・陀羅尼集經 2卷	7. 6. 30 弓削禪師道鏡	7. 7	16-407, 414
華嚴經 1部80卷		7. 9	16-421
法華經 1部 8卷・阿弥陀 經10卷		7. ?	16-410
心經1000卷	7. 12. 24	7. 12~ ?	16-423, 427
大般若經 1部600卷	8. 7. 28 大臣禪師道鏡	8. 7~ 8. 12	5-500, 16-505, 525, 564
觀音授記經 1部 3卷・觀 音三昧經 1部 3卷	8. 10. 29 僧正良弁	8. 10~ 8. 11	16-561

(注) 経名に付した△は、写経所が石山に遷ったときの写経を示す。「写経期間」は、多くの場合、当該写経事業の諸帳簿・文書より推測して、記入した。「出典」には、宣の年月日・宣者、写経期間を伝える諸帳簿・文書の所在を示した。なお、この表には、官人らの私願による写経は含まない。また、月の○は閏月を示す。

いだろう。こうした傾向は、光明皇后発願の法華寺阿弥陀浄土

院金堂造営の別当に任せられたことから察せられるが、ここで注目したいのは、第7表を見ればわかるように、東塔所への出向期間を含め雄足がこの金堂造営に従事していた二年一月末から三年一二月にかけての時期には、写経所の書写量が極端に減少していることであり、写経所の事務も担当しだした四年正月からは再び写経が活発化する、という点である。この四年の写経事業も仲麻呂主導のものと考えられるので、雄足の写経↓造営↓写経(造営)という専従対象の変化は、専制独裁を固めた藤原仲麻呂の関心が奈辺にあるかを物語るものであろう。

前二節でとりあげた石山寺の造営も仲麻呂首唱による保良宮遷都に付随したものであり、雄足は再び造営事業に従事する。しかし、このときには写経所も石山に遷され、大般若経などの書写が行われているので彼はこれにも関与した。またこの当時、保良宮はまだ完成しておらず、一方、奈良では平城宮の修築も行われていた。^⑧先にこの石山の雄足には木材供給の任務があったことを指摘したが、それはこうした仲麻呂の施策に起因する木材需要を満たすための一翼を担うものであった、と考えられるのである。^⑨このように石山の雄足には、造営・写経・木材供給という任務があったわけで、この一六年間の中では最も繁忙な時期であったと言

えるだろう。

以上、雄足の経歴を概観し仲麻呂政権とのかかわりを略記したが、これより、正八位上という下級官人でありながら、時の専権をふるった藤原仲麻呂の諸施策と密接な関係をもち、与えられた任務を忠実に遂行するという雄足の姿が浮び上ってくる。それは、彼自身が良官能吏であったためであろう。しかし、これがかえって雄足の運命を決することになったのではないか。つまり、雄足は、功封三〇〇〇戸と功田一〇〇町を賜わり鑄銭・拳稲と惠美家印の使用を許可された藤原仲麻呂家^⑩という巨大な家産組織の中に組み込まれてしまったのではないか、と考えるのである。以下、その理由を述べておく。

(2) 雄足と仲麻呂家

まず注目したいのは、石山寺の造営がほぼ終了してからの雄足の動向である。天平宝字六年(七六二)九月ごろ奈良にもどった雄足^⑪は、造石山寺所の残務整理を行っていたが、一二月になると石山から再び奈良にもどった写経所で二部大般若経などの写経事業にも従事した。これも仲麻呂主導のものであった。^⑫しかし、この頃になると当時の政界の状況が写経所にも反映されてくるようになる。たとえば、先の第7表に見える灌頂経一二部一四四巻と

仁王経疏五部二五卷の写経事業がそれである。二部大般若経と併行して行われたこの写経事業は、孝謙太上天皇の側近と思われる法勤尼と道鏡禪師の宣によって開始されているように、これまで仲麻呂主導のものとは異なっているのである。

周知のように、藤原仲麻呂の後援する淳仁天皇と、孝謙太上天皇との関係は、道鏡の内裏進出がきっかけとなって天平宝字六年五月に決裂し、仲麻呂の専権も次第に揺らいでくるが、右にあげた同年一二月の写経所の状況には、孝謙・道鏡勢力の台頭がうかがわれる。このような政治情勢の変化は雄足にも及んでくるようである。たとえば、翌七年三月一〇日になると最勝王経以下七三二卷（七〇〇卷経）の写経事業が内宣によって開始されるが、この内宣には「仰根道令奉写件経」とあり、しかも道鏡が奉宣して写経所に伝えているのである（五一四〇二）。雄足が別当であったにもかかわらず、根道にこの写経事業の監督を指示したのは、仲麻呂派の雄足を排除するという政治的な意図があったからであろう。そして、こうした動きに呼応するかのようにその後の雄足は、四月二三日に二部大般若経の写経事業が終了（一六一三七六）するとこれ以降写経事業に関与しなくなり、六月一日ごろまで造石山寺所の残務整理に従事（たとえば五一四四五）した後、翌八年正月に鳥院への奉請使になった（一六一三六二）のを最後に史

上よりその姿を消すのである。一方、道鏡らによって写経事業の監督を指示された根道、すなわち判官正六位上葛井連根道は六月には写経所別当になっている（二六一三三〇）。しかし、七〇〇巻経の書写が六月末に終了すると、写経所の構成員が大幅に減少し、これ以後写経機能が低下してしまうのが注意される。

ところで、雄足が四月二三日以降写経事業に従事しなくなったのは、孝謙・道鏡勢力の台頭によると思われる。しかし、これによって写経に関する彼の豊富な知識や経験が無用の長物となったわけではないだろう。実は、この雄足の動向と前後して次のような興味ある状況が現われてくる。それは、藤原仲麻呂家が造東大寺司より大量の経典を借用し書写を行っていることである。

第8表は、仲麻呂家が造東大寺司より経典を借用したことを伝える記事をまとめたものである。これによると、天平勝宝四年（七五二）七月に一切経目録を借用しているので、仲麻呂家では一切経の写経事業が行われていたようである。写経に必要な本経は、この他に諸寺や他の王臣家（貴族の家）からも借用していたと考えられるので、この表は仲麻呂家の借経状況の一端を伝えるにすぎないものかもしれない。しかし、天平宝字七年四月以降の場合を見ると、これまでとは違って大量の経典が借用されているので、当時の仲麻呂家では何らかの方針にもとづいて新たな写経事業が

第8表 藤原仲麻呂家の造東大寺司よりの借経状況

天平勝宝	元. 8. 4	論3部38卷・雑10卷	24-193
	2. 4. 21	論疏1部15卷・論1卷	11-11, 225
	3. 4. 16	大小乘経目錄2卷	3-547
	4. 7. 18	論2部・論疏・一切経目錄	3-584
	(4. 10. 22)	論疏1卷	12-381
	5. 2. 2	論10部49卷・論疏1部3卷	4-92
	5. 6. 21	經1卷	4-95
	5. 8. 10	論3部	4-97
	5. 11. 10	論疏1部13卷	3-643
	5. 12. 12	論5部26卷・經疏4部17卷	3-644
	6. 8. 12	經1部8卷・論2部6卷・經疏10部20卷・論疏11部71卷・贊2部4卷・記1部12卷(合121卷)	3-650
	6. 10. 29	經疏2部28卷・論疏1部2卷	3-653
7. 3. 24	注經2部38卷	13-151	
8. 5. 8	經疏2部8卷	10-330	
8. 6. 4	論疏1部10卷	10-330	
天平宝字	7. 4. 16	經疏2部84卷	16-373
	7. 7. 1	經疏24部91卷・論疏16部79卷 その他63部221卷(合391卷)	16-400
	(7. 7?)	疏272卷	16-405
	8. 正. 17	經疏2部35卷	16-418

(注) 出典はいずれも『大日本古文書』(編年文書篇)

開始されたと推測されるのである。^⑧
 さて、天平宝字七年四月二三日以降雄足は写経所の写経事業に従事しなくなり、七月になると写経所の構成員が大幅に減少するという事実と、右に見た仲麻呂家による大量の借経という動きを勘案してみると、雄足は配下にいた何人かの写経生を率いて仲麻

呂家の写経事業に参加したのではないかと、思われてくる。前記のように、雄足が仲麻呂の諸施策と密接な関係をもっていたことを念頭におけば、こうした行動をとる可能性は充分あったと言える。といっても、これは予測であり確たる証拠があつてのことではない。しかし、次にあげる造東大寺司に出された造円堂所牒は、この予測が唐突でないことを示してくれるだろう(五―四六三)。

造円堂所牒 造東大寺司

請画機二具長一丈
広五尺「備張麻羅」
(別筆)

右、依仁部卿宣、所請如件、故牒、

天平宝字七年十二月廿日正七位下行鼓吹大令史

(自署)
 賀陽臣「兄人」

外従五位下行右虎賁佐葛井連(自署)
 「依請判許」 判官葛井根道」

福山敏男氏によれば、ここに見える造円堂所とは、宇智郡にあった前山寺(藤原南家の菩提寺で後に栄山寺と称される)の八角堂造営を担当した機関であり、しかも仲麻呂家(藤原思美家)の経営にかかるとであった。^⑨つまり、造円堂所とは、造東大寺司のように国家寺院を造営するような公的機関ではなく、仲麻呂家という家産組織内に設置された私的な造営機関であつたといわけてである。画機の所請を宣した仁部卿とは仲麻呂の子、参議従四

位下藤原惠美朝臣朝篤であったこと、王臣家の下部組織が公的機関に文書を発給した例が他にも確認できることなどから、福山氏の考えは首肯しうらと思う。

このように、右の文書が仲麻呂家の私文書であるとすれば、次にその署名者が問題になる。この文書の性格からして家司の署名が予想されるが、賀陽臣兄人と葛井連根主が家司でなかったことは署に見える職掌より明らかであろう。また、彼らの所属する鼓吹司や右虎賁衛（右兵衛府）は造営とは無関係な官司であるので、本司の指示による出向とは考えられない。ということは仲麻呂家は本主仲麻呂との私的なつながりをもとに彼らを私寺（前山寺八角堂）造営のために家産組織に組み込んでいたことになるのである。

こうした仲麻呂家と律令官人とのかわりを伝える史料は、この他に確認することはできない。しかし、天平宝字七年一二月という時点でこのような事例が見えるということは、先にあげた予測の一つの裏付けにもなるだろう。

次に仲麻呂家と雄足の関係を伝える史料を二、三あげてみると、前節で見た(田)の記事、すなわち雄足が「保良大師殿」へ杉を屋主に付して送るように「安都四郎所」に指示しているのが注意される。これについては、造石山寺所別当の雄足には保良に木材供給

を行う任務もあつたことを示す史料と解釈したが、それはまさに仲麻呂家への供給を主眼とするものであつたのだろう。この他、年未詳正月二六日付安都雄足牒に見える次の記事も参考になる（一五一—三三三）。

一 差采女山守給銭、欲走遣若江持根、奴繩一荷許白、又宜芹

一 荷許、川骨一荷許、惣一駄

右、為貢大殿門切要、迄照状、不過明日馳遣、但他人莫知、返來日、月廿九日以前可取、必々、

本文書は前欠であるが、造東大寺司、おそらく雄足の配下の案主に送られたものと思われる。^② 文意は、「『大殿門』に白の奴繩一荷、宜しき芹一荷、川骨一荷を貢したので必要とする。采女山守を差して銭を給すので、明日中に若江持根を馳せ遣して買わせよ」ということであろう。福山氏は、ここに見える「大殿門」は仲麻呂をさすと指摘し、雄足は「大師押勝の機嫌をとるための、季節には珍しい贈り物」をしたらしい、と解釈された。^③ そうであるとすれば、仲麻呂家と雄足のつながりを伝える好個の史料になるだろう。

もう一点、天平宝字四年（七六〇）七月二五日付丸部足人解もあげておきたい（一四一—三六〇）。これは、山代国久背部□□郷戸主秦男公らが車三両・馬九匹をもって米五一俵を「西花院」と

「田村殿」に進上した時の車馬功注文であるが、ここに見える「田村殿」とは仲麻呂の田村第をさすこと、本文書の作成者である丸部足人は雄足の馬従的な性格をもった人物であることが指摘されている。間接的ではあるけれど、これも仲麻呂家と雄足の関係を伝える史料と見ていいだろう。

以上、仲麻呂家では律令官人を家産組織に組み込んで私寺の造営を行っていたこと、雄足はこの仲麻呂家と私的な関係があったことなどを指摘した。先に雄足は仲麻呂家の写経事業に参加したのではないかとの予測を提示したが、こうした状況を考慮すればその可能性はきわめて高いといえよう。つまり、雄足は仲麻呂家の家産組織に組み込まれていたと考えられるのである。

本節では、雄足の広範な経済活動の事情を知るために彼のおかれていた環境を抽出しようと試みたが、以上の検討結果より知られるのは、雄足には造東大寺司主典という公務の他に仲麻呂家の家産活動の一端を担う準公務ともいべきものがあつた、ということである。このような仲麻呂家とのつながりはいつからのものなのか確定しがたい。しかし、石山の例で見たような雄足の「私経済」、さらには信濃・近江・越前における経済活動は仲麻呂家との関係を念頭において見る必要があるだろう。特に越前・近江両国は仲麻呂と深いかわりがあつたことは、周知のところである。

史料的な制約があるのでこれ以上の展開はできないが、雄足の経済活動（「私経済」）は造東大寺司主典という職務・権限にのみ依拠していたのではなく、仲麻呂家の家産組織にも依存していた、と考えられるのである。

① 「越前国東大寺領庄園をめぐる政治的動向」（同『日本古代政治史研究』所収）。

② 岸俊男「東大寺をめぐる政治的動向」、注①論文「いずれも前掲書所収」。

③ 本表作成にあたっては、鹽田香融「南都仏教における救済の論理（序説）」（日本宗教史研究会編・日本宗教史研究4『救済とその論理』所収）にまとめられている天平年間における間写経一覽を参照した。

④ 法華経一部八巻などの写経を宣した内侍印八麻（稻蜂間）連仲村女は、天平宝字五年正月に外従五位下、同七年正月には従五位下を授けられた（『続日本紀』）。仲村女は孝謙太上天皇の側近であつたが、この四年段階は孝謙と淳仁天皇の不和が生じる前なので仲村女は親仲麻呂派と思われる。なお仲村女については、野村忠夫「後宮と女官」（一五二～一五三頁）、須田春子『律令制女性史研究』（六九～七〇頁）参照。

⑤ 滝川政次郎「奈良京考」（同『京制並に都城制の研究』所収）では石山寺の造営（大増築）は北京奈良京鎮護の道場たらしめるための荘殿化であつた、と指摘される。

⑥ これについては、横田拓実「奈良時代における石山寺の造営と大般若経書写」（前掲）参照。

⑦ 『続日本紀』天平宝字六年正月庚辰朔条には「廢朝、以宮室未成也」とある。

- ⑧ 『続日本紀』天平宝字五年一〇月乙卯条には、保良宮遷都の理由を「為_レ改_レ作平城宮」とする。
- ⑨ 雄足の任務が仲麻呂の施策と密接な関係をもっていたことに注目すれば、保良宮の造営は天平宝字三年一月より開始されている（『続日本紀』）ので、雄足の東塔所運宮への参加は法華寺阿弥陀浄土院金堂造営のみならず、この保良宮造営にもかかわるものであったのかもしれない。
- ⑩ 『続日本紀』天平宝字二年八月甲子条。
- ⑪ 造石山寺所の公文案帳に見える上日注文によると、一〇月分のそれには雄足の名が見えない（一五一—二四七）。
- ⑫ 二部大般若経の写経を宣した慈訓は仲麻呂派と思われる。この点については、佐久間竜「慈訓」（同『日本古代僧伝の研究』所収）を参照。
- ⑬ これらの写経事業については、榮原永遠男「奉写大般若経所の写経事業と財政」（『追手門学院大学文学部紀要』一四）に詳しい分析がある。
- ⑭ 『続日本紀』同年五月辛丑条。
- ⑮ 天平宝字七年正月〜二月（一、五月は欠）の写経所上日注文（一六一—三二六〜三三四）を見ると、正月〜六月は一四〜九人の出仕であるのに対し、七月〜二月は四〜三人となっている。
- ⑯ 本表作成にあたっては、堀池春峰「藤原仲麻呂と前山寺」（『大和文文化研究』四—三）にまとめられている藤原仲麻呂家写経関係文書「寛岸俊男『藤原仲麻呂』一三六〜一三八・三七六〜三七七頁の仲麻呂家写経関係年表をそれぞれ参照した。
- ⑰ 藪田香融「惠美家子女伝考（上）」（『史泉』三三）では、これらの写経事業は仲麻呂の三男訓備麻呂の宅で惠美一族全体の事業として経営されていた、と指摘する。
- ⑱ 福山E、F論文。

- ⑲ 堀池注⑯論文。
- ⑳ たとえば、天平一二年五月一八日付北大家写経所啓（二一七〇）など。この点については拙稿「八世紀における王臣家発給文書の検討」（『ヒストリア』八九）参照。
- ㉑ 賀陽兄人はここだけなので、葛井根道の経歴を見ると、天平宝字五年一〇月外従五位下に叙せられたあと同八年正月備中介、同年一〇月阿波守、神護景雲二年二月備門大尉、延暦四年正月伊予守にそれぞれ任命されている（以上『続日本紀』）。
- ㉒ 本文書の裏は天平宝字七年二月一八日付造東大寺司石山院所牒案（五一—三八六）。
- ㉓ 福山E論文。
- ㉔ 岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」（注①前掲書所収）。
- ㉕ 波々伯部守「防閤と馬從」（横田健一先生還暦記念『日本史論叢』所収）。
- ㉖ たとえば岸俊男「藤原仲麻呂」参照。信濃国については、親仲麻呂派と思われる忌部宿禰麻呂が天平宝字元年七月に信濃守に任ぜられているのが参考になる（『続日本紀』、河合ミツ氏の御教示による）。また同五年正月には、仲麻呂の二男真光が美濃・飛騨・信濃按察使に、女婿の御橋が伊賀・近江・若狭按察使にそれぞれ任命されている。仲麻呂にとって信濃国は軍事的拠点であったのだろう。

おわりに

本稿では、吉田孝氏の研究に導かれながら、安都雄足の「私経済」の実体に迫るため多くの推論を重ねてきた。そのため分析視角は限定されたものとなり、吉田氏が指摘された造東大寺司の財

政運用に官人の経済活動が機能していたという点については言及できなかった。しかし、本稿で確認した雄足の「私経済」からすれば、官人の経済活動（「私経済」）は高く評価できないだろう。

つまり、雄足のそれは自律的な展開をなしていたとは思えず、自らの職掌や権限に大きく依存していたからである。鬼頭清明氏は官人の経済活動について、それは律令官衙財政に依拠し規制され従属させられていたと述べられているが、本稿の確認点からしてもこの見解は支持されると思う。

次にもう一点指摘したいのは、雄足のような下級官人と仲麻呂家のように権力の中枢部に位置する上級官人の家産組織、すなわち王臣家との関係である。経済的政治的な利害を介して成立するこの関係は律令制の枠を超える私的なものであるが、これは雄足のみならず他の中・下級官人にも確認されるものと思われる。従って、官人の経済活動を見るには王臣家とのつながりに留意する必要がある。このことは、官人の側から見れば、自らの職掌・権限と上級官人（王臣家）との関係をいかに活用するかが経済活動の成否の鍵になる、^②ということになる。

このように官人の経済活動は、律令制に依拠する側面とその枠外に依存する側面とから把握すべきであると考ええる。本稿では、安都雄足という一下級官人をとりあげ、彼の「私経済」にはこの

両側面があることを指摘したが、その具体的な考察は今後の課題とせざるをえない。

ところで、安都雄足は仲麻呂家との関係を密にすることによって、下級官人としての活路を開いていった。しかし、それは仲麻呂と運命を共にすることを意味した。こうした雄足的な官人の存在、さらには彼らを家産組織に吸収していった仲麻呂家の動向、この両者を動的にとらえることによって天平期の政治史は律令国家の一面面をより具体的に描けるのではないかと思う。

① 同『日本古代都市論序説』一七〇・二二七頁。

② 直木孝次郎「難波使杜下月足とその交易」（財団法人・大阪市文化財協会『難波宮址の研究』第七、論考篇所収）では、難波の交易使となった下級官人がきびしい監督の目をくぐって商業活動をいとなみ、わずかながらも利潤を積立てていた姿が描かれている。職務・職権を利用した官人の経済活動は、このように小規模なものであったのだろう。

〔付記〕

本稿は続日本紀研究会例会での報告をまとめたものです。席上御教示をいただいた方々、成稿に際して御指導をいただいた直木孝次郎先生に厚くお礼を申し上げます。

（大阪工業大学非常勤講師）